

# 能登町特別職報酬等審議会

(第1回 資料)

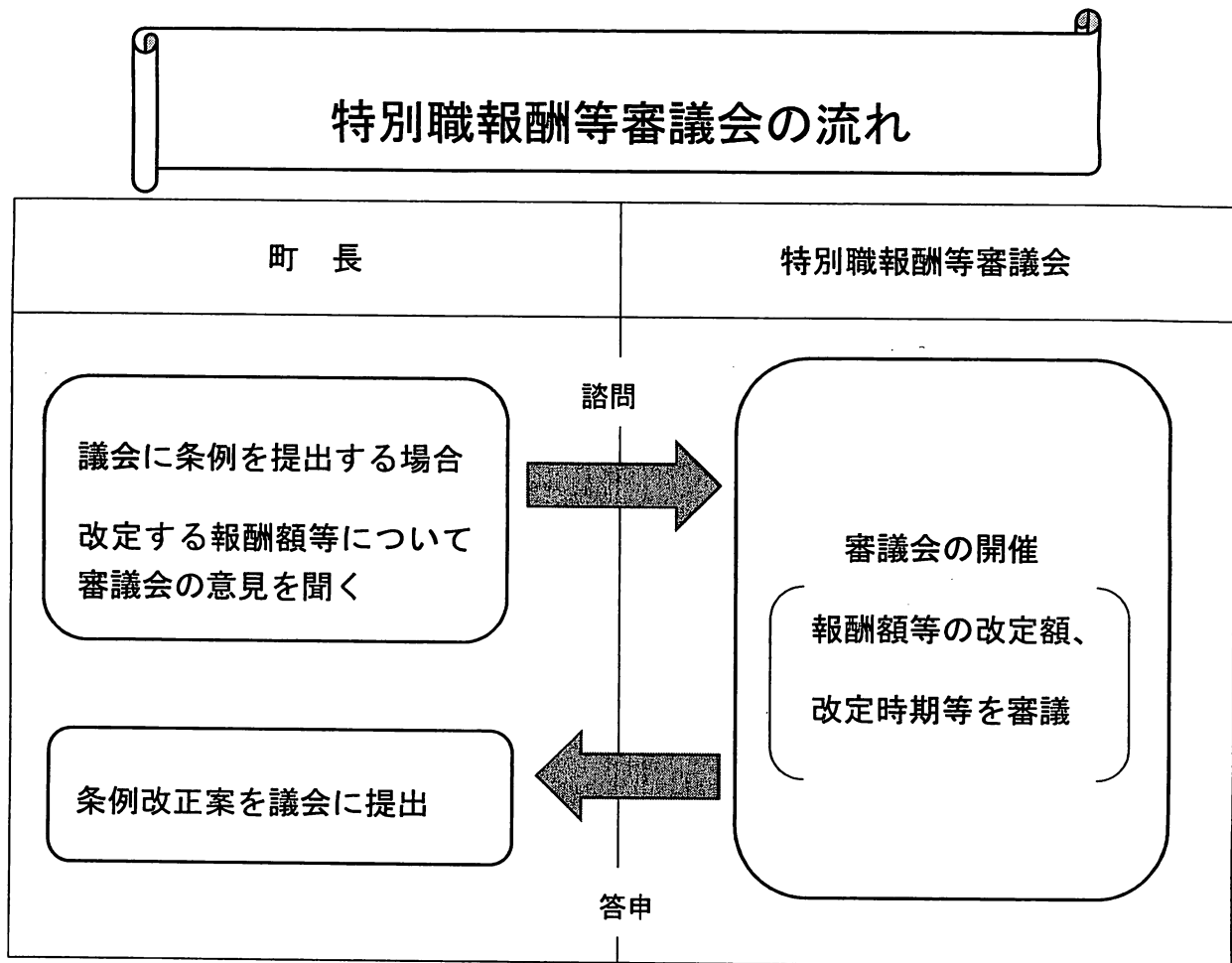
開催日：平成26年11月14日

場 所：能都社会福社会館 3階研修室

## 【資料目次】

1. 特別職報酬等審議会の流れ及び取組み
  - ・ 特別職報酬等審議会の流れ
  - ・ 一般職職員の給与の改定の仕組み
  - ・ 特別職の報酬等減額取組み
  
2. 石川県内の町分の特別職職員の給料等
  - ・ 町長及び副町長の給料額等
  - ・ 議会議員の議員報酬等（議長、副議長、議員）
  
3. 能登町議会議員の活動状況について
  
4. 能登町の財政状況

## 1. 特別職報酬等審議会の流れ及び取組み



## 特別職の報酬等減額の取組み

財政健全化のために、特別職（町長、副町長、教育長）の給料の特例減額を実施しました。しかし、特別職の給料月額を、条例で定められた特別職報酬等審議会の諮問事項となっており、特例減額は町長自らの政策判断により行ったものでした。

また、町議会議員も期末手当の特例減額（20%）を平成18年から平成20年までの3年間行ってきましたが、報酬月額は条例で定められた額が支給されました。

## 一般職職員の給与の改定の仕組み

能登町では、人事院勧告及び石川県人事委員会の勧告を受けて、職員給与の改定を実施。

地方公務員の給与は、国家公務員の給与に準拠することが適当とされています。国家公務員の給与法の改正、石川県の給与条例の改正が行われた時に改定を実施しています。

最近の給与勧告の実施状況については、次ページのとおりです。

改定が必要な場合は、

- 職員団体との交渉
- 関係条例改正案の議会への提案
- 条例公布、給与改定の実施

## 1-⑦ 最近の給与勧告の実施状況(行政職(一)関係)

国家公務員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、月例給又は特別給の減額による年間給与の減少又は据置きが続いていましたが、本年は、平成19年以来7年ぶりに年間給与が増額となりました。

	月例給	特別給(ボーナス)		行政職(一)職員の 平均年間給与	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成11年	0.28%	4.95月	△ 0.30月	△ 9.6万円	△ 1.5%
平成12年	0.12%	4.75月	△ 0.20月	△ 7.0万円	△ 1.1%
平成13年	0.08%	4.70月	△ 0.05月	△ 1.6万円	△ 0.2%
平成14年	△ 2.03%	4.65月	△ 0.05月	△ 15.2万円	△ 2.3%
平成15年	△ 1.07%	4.40月	△ 0.25月	△ 16.5万円	△ 2.6%
平成16年	-	4.40月	-	-	-
平成17年	△ 0.36%	4.45月	0.05月	△ 0.4万円	△ 0.1%
平成18年	-	4.45月	-	-	-
平成19年	0.35%	4.50月	0.05月	4.2万円	0.7%
平成20年	-	4.50月	-	-	-
平成21年	△ 0.22%	4.15月	△ 0.35月	△ 15.4万円	△ 2.4%
平成22年	△ 0.19%	3.95月	△ 0.20月	△ 9.4万円	△ 1.5%
平成23年	△ 0.23%	3.95月	-	△ 1.5万円	△ 0.2%
平成24年(注)	-	3.95月	-	-	-
平成25年(注)	-	3.95月	-	-	-
平成26年	0.27%	4.10月	0.15月	7.9万円	1.2%

(注) 国家公務員給与は、給与改定・臨時特例法により、平成24年4月1日～平成26年3月31日の2年間、「我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み」給与減額支給措置が講じられ、上記とは別に、2年間で101.7万円の減額となっていた(行政職(一)平均)。

## 2. 石川県内の町分の特別職職員の給料等

### ・町長及び副町長の給料額等

市町名	給料月額		期末手当等		年間支給額（給料＋期末手当）	
	市町長	副市町長	期末 手当	加算 率	市町長	副市町長
能登町	820,000 (740,000)	590,000 (540,000)	2.95	40	13,226,600 (11,936,200)	9,516,700 (8,710,200)
川北町	830,000	650,000	2.95	40	13,387,900	10,484,500
津幡町	841,000	682,000	2.95	40	13,565,330	11,000,660
内灘町	813,000	662,000	2.95	40	13,113,690	10,678,060
志賀町	840,000 (756,000)	625,000	2.90	40	13,490,400 (12,141,360)	10,037,500
宝達志水町	760,000	600,000	2.90	40	12,205,600	9,636,000
中能登町	770,000	600,000	2.60	35	11,942,700	9,306,000
穴水町	648,000	531,000	2.90	40	10,406,880	8,527,860
町平均	790,250	617,500				

### ・議会議員の議員報酬等（議長、副議長、議員）

市町名	給料月額			期末手当等		年間支給額（給料＋期末手当）		
	議 長	副 議 長	議 員	期末 手当	加算 率	議 長	副 議 長	議 員
能登町	275,000	245,000	225,000	2.95	15	4,232,938	3,771,163	3,463,313
川北町	325,000	260,000	250,000	2.95		4,858,750	3,887,000	3,737,500
津幡町	344,000	302,000	279,000	2.95	15	5,295,020	4,648,535	4,294,508
内灘町	343,000	306,000	285,000	2.95	25	5,380,813	4,800,375	4,470,938
志賀町	284,000	244,000	230,000	2.90	15	4,355,140	3,741,740	3,527,050
宝達志水町	302,000	250,000	240,000	2.90	15	4,631,170	3,833,750	3,680,400
中能登町	300,000	256,000	235,000	2.60	10	4,458,000	3,804,160	3,492,100
穴水町	275,000 (261,250)	245,000 (232,750)	225,000 (213,750)	2.90	15	4,217,125 (4,006,269)	3,757,075 (3,569,221)	3,450,375 (3,277,856)
町平均	306,000	263,500	246,125					

市町特別職の給料及び議員の報酬

平成25年4月1日現在  
(単位:給料(報酬)月額:円,期末手当:月,期末加算:%)

市町名	給料月額		適用年月日	期末手当等		教育長 給料月額	適用年月日	期末手当等		報酬月額			適用年月日	期末手当等	
	市町長	副市町長		期末手当	加算率			期末手当	期末加算	議長	副議長	議員		期末手当	加算率
金沢市	1,180,000 [1,062,000]	960,000 [864,000]	8.4.1 (17.4.1)	2.95	40	722,900 [686,755]	11.4.1 (17.4.1)	2.95	40	780,000	715,000	670,000	8.4.1	2.95	40
七尾市	920,000	740,000	24.4.1	2.95	40	640,000	24.4.1	2.95	40	509,000	406,000	381,000	17.11.1	2.95	40
小松市	945,000	774,000	23.1.1	2.95	40	666,000	23.1.1	2.95	40	620,000	550,000	520,000	8.10.1	2.95	40
輪島市	900,000	750,000	19.4.1	2.95	40	640,000	19.4.1	2.95	40	475,000	400,000	380,000	18.2.1 議19.4.1	2.95	40
珠洲市	783,000	639,000	19.1.1	2.95	40	567,000	19.1.1	2.95	40	420,000	360,000	340,000	19.4.1	2.95	40
加賀市	925,000 [900,000]	770,000 [750,000]	20.4.1 (21.1.1)	2.95	40	675,000 [670,000]	20.4.1 (21.1.1)	2.95	40	535,000	460,000	430,000	20.4.1 議17.10.1	2.95	40
羽咋市	768,000	645,000	21.4.1	2.95	40	567,000	21.4.1	2.95	40	420,000	360,000	340,000	19.4.1	2.95	40
かほく市	836,000	665,000	18.4.1	2.95	40	608,000	18.4.1	2.95	40	418,000	356,000	337,000	18.4.1	2.95	40
白山市	970,000	785,000	20.4.1	2.95	40	665,000	20.4.1	2.95	40	630,000	540,000	500,000	25.4.1	2.95	40
能美市	890,000 [623,000]	715,000 [622,000]	17.2.1 (25.4.1)	2.95	40	655,000 [589,500]	17.2.1 (25.4.1)	2.95	40	450,000	390,000	370,000	17.2.1	2.95	40
野々市市	880,000	708,000	24.4.1	2.95	40	659,000	25.4.1	2.95	40	416,000	365,000	346,000	25.4.1	2.95	40
市平均	908,818	741,000				642,264				515,727	445,636	419,455			
川北町	830,000	650,000	13.12.1	2.95	40	590,000	13.12.1	2.95	40	325,000	260,000	250,000	13.12.1	2.95	
津幡町	841,000	682,000	18.4.1	2.95	40	626,000	18.4.1	2.95	40	344,000	302,000	279,000	10.12.1	2.95	15
内灘町	813,000	662,000	18.4.1	2.95	40	607,000	18.4.1	2.95	40	343,000	306,000	285,000	11.1.1	2.95	25
志賀町	840,000 [756,000]	625,000	長17.9.1 副17.12.5 (23.4.1)	2.90	40	595,000	17.9.1	2.90	40	284,000	244,000	230,000	23.6.1	2.90	15
宝達志水町	760,000	600,000	19.4.1	2.90	40	536,000	21.7.1	2.90	40	302,000	250,000	240,000	17.3.1	2.90	15
中能登町	770,000	600,000	17.3.1	2.60	35	540,000	17.3.1	2.60	35	300,000	256,000	235,000	17.3.1 議18.7.1	2.60	10
穴水町	648,000	531,000	18.4.1	2.90	40	468,000	18.4.1	2.90	40	275,000 [261,250]	245,000 [232,750]	225,000 [213,750]	7.4.1 (17.6.1)	2.90	15
能登町	820,000 [740,000]	590,000 [540,000]	17.3.1 (24.4.1)	2.95	40	520,000 [500,000]	17.3.1 (24.4.1)	2.95	40	275,000	245,000	225,000	17.3.1	2.95	15
町平均	790,250	617,500				560,250				306,000	263,500	246,125			
県平均	858,895	689,000				607,732				427,421	368,947	346,474			

(注1) [ ] は、団体で実施している減額後の額

(注2) 期末加算は、乗率方式(国と同じ)による。

※「H25給与実態調査」から

### 3. 能登町議会議員の活動状況について（平成25年度）

#### (1) 会議開催状況

区分	本 会 議	全 員 協 議 会	常任委員会			議 会 運 営 委 員 会	特別委員会			
			総 務	教 育 民 生	産 業 建 設		広 報 編 集	決 算 審 査	庁 舎 等 の 在 り 方 検 査	例 規 定
人数	18	18	6	6	6	6	6	6	9	9
会議日数(日)	17	10	4	7	5	14	4	6	4	1

(注) 議会招集回数は 8回 (定例会 4回、臨時会 4回)

第1回臨時会	平成25年4月17日	第2回定例会	平成25年 6月 5日～13日
第2回臨時会	平成25年7月12日	第3回定例会	平成25年 9月 6日～13日
第3回臨時会	平成25年10月11日	第4回定例会	平成25年12月 9日～17日
第1回臨時会	平成26年1月27日	第1回定例会	平成26年 3月 6日～14日

#### (2) 議案等議決件数

区分	町長提案						議員提案						請願・陳情					選挙・選任			
	予 算	条 例	決 算	一 般 議 案	町 長 専 決	諮 問	選 任 ・ 任 命	条例等		意見書		決議		その他		採 択	不 採 択		審 議 未 了	取 下 げ 許 可	継 続 審 査
								可 決	否 決	可 決	否 決	可 決	否 決	可 決	否 決						
第1回臨時																					1
第2回臨時				6																	
第3回臨時						1															
第1回臨時				1																	
第2回定例	1	1		3	7	2			6						2	1					1
第3回定例	7	5	13	1					1	1						1					
第4回定例	9	26		4					1						1						
第1回定例	25	21		9			3				1										1
計	42	53	13	24	7	2	4	0	0	8	0	2	0	0	0	3	2	0	0	1	2

#### (3) 視察・研修

- ※ 総務常任委員会 (管内) 6月6日 (管外) 7月28日～30日 (高知県)
- ※ 産業建設常任委員会 (管内) 6月6日 (管外) 10月1日～3日 (広島県、愛媛県)
- ※ 教育民生常任委員会 (管内) 6月6日 (管外) 8月5日～7日 (北海道奥尻島)



#### 4. 議員の定数削減による効果額

能登町議会議員 1人あたりの報酬額

月額報酬  $225,000円 \times 12カ月 = 2,700,000円$  ①

期末手当  $225,000円 \times 1.15$  (加算率)  $\times 1.40$   
 $= 362,250円$  (6月分) ②

$225,000円 \times 1.15$  (加算率)  $\times 1.55$   
 $= 401,062円$  (12月分) ③

① + ② + ③ =  $3,463,312円$  ④

4人定員削減のため④  $\times 4名 = 13,853,248円$

## 5. 能登町の財政状況（広報のと10月号より）

### ■財政指標から見る能登町の財政状況

区分	経常収支比率 【財政の弾力性】	実質赤字比率 【一般会計等の赤字割合】	連結実質赤字比率 【一般会計の赤字割合】	実質公債費比率 【借金の実質負担割合】	将来負担比率 【一般会計の将来負担割合】
	70%～80%→妥当 80%以上→悪化	13.36%～20%→早期健全化基準 20%以上→財政再生基準※2	18.36%～30% →早期健全化基準 30%以上→財政再生基準※2	18%～25%→早期健全化基準 25%～30%→早期健全化基準 35%以上→財政再生基準	350%以上→早期健全化基準
H25年度	87.3% (未発表)	—% (未発表)	—% (未発表)	14.4% (未発表)	88.8% (未発表)
H24年度	87.8% (90.3%)	—% (—%)	—% (—%)	15.7% (14.0%)	109.4% (92.2%)
H23年度	89.5% (89.5%)	—% (—%)	—% (—%)	17.0% (15.0%)	117.9% (106.0%)
H22年度	87.4% (89.2%)	—% (—%)	—% (—%)	17.9% (15.8%)	124.9% (117.4%)
H21年度	94.1% (92.3%)	—% (—%)	—% (—%)	18.9% (16.5%)	160.5% (135.9%)
H20年度	95.4% (92.9%)	—% (—%)	—% (—%)	19.2% (16.9%)	175.4% (155.8%)
H19年度	99.7% (94.2%)	—% (—%)	—% (—%)	21.1% (14.3%)	208.9% (163.4%)
H18年度	99.7% (95.2%)			23.2% (18.3%)	
H17年度	104.7% (93.4%)			22.5% (17.0%) [23.9%] ※5	

### 財政用語

#### ○経常収支比率

町税や地方交付税など毎年経常的に収入される使途に制限のない一般財源が、人件費や扶助費、公債費など毎年固定的に支出される経常的歳出にどの程度充当されているかを示す比率です。家計に例えるなら、生活費など毎月必要となる支払いが収入に占める割合で、この比率が高いほど臨時的支出にお金を回す余裕に乏しく、財政構造が硬直化していることになります。

#### ○実質公債費比率

国が定めた地方自治体の財政状況の健全度をみる指標のひとつです。

具体的には、(1)借金の返済に充てたお金、(2)別で経理している企業会計（水道や病院など）が借金を返済するために一般会計が負担したお金、(3)借金ではないが、それと同じように過去に誰かと約束をして、その約束に従って支払ったお金などの合計額が、その年度に町の判断で使い道が決められるお金のうち、どのくらいの割合を占めるのかをみる指標です。過去3カ年分の計算をして、その平均の値が実質公債費比率となります。低ければ低いほど、借金の返済以外で自由に使えるお金が多いこととなります。この指標に係る早期健全化基準は、市町村では「25.0%」となっています。また、この比率が「18.0%」を超えると、地方債を発行するときに県の許可が必要となります。

#### ○将来負担比率

自治体が将来に支出しなければならない財政負担が、「標準的な状態で収入が見込まれる、各自治体の一般財源の規模」の何倍にあたるかを示す指標です。つまり「将来にわたって返済しなければならない借金が、1年間の収入に対してどれだけを占めるか」の割合を示すものです。家計に例えるなら、給与収入の何年分の借金があるのか、というものになります。この比率が高いと、将来的に財政が圧迫される可能性が高くなります。この指標に係る早期健全化基準（イエローカードの基準）は、市町村では350%となっています。